

維持管理に関する計画書

1) 施設の維持管理方法

1. 産業廃棄物の受け入れ方法

① 受付時の確認方法

- イ. 搬入車両の廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれがないか車上から目視で確認するとともに、マニフェスト伝票で確認する。
- ロ. 目視等の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着していたことが判明した場合は、受付を拒否する。
- ハ. 産業廃棄物の受け入れ基準に相当しているかどうか確認する。
 - (例) コンクリートガラは30cm位の塊になっているか。
 - ゴムくずは最大径概ね15cm以下となっているか。
 - 廃プラスチック類は、中空の状態でないように、かつ最大径15cm以下となっているか等。

二. 廃プラスチック類、ゴムくずについて15cm以上のものについては、受入を拒否する。

ホ. 産業廃棄物が品目ごとに計量可能な状態に保たれ搬入されているかの確認をする。

ヘ. ロ、ハの場合、規格外等であることが判明した場合も受付を拒否する。

② 展開検査場での確認方法

- イ. 搬入された産業廃棄物を積み降ろす前に再度、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれがないか車上から目視で確認する。
 - ロ. 目視等の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着していたことが判明した場合は、搬入処理を拒否する。
 - ハ. 搬入された産業廃棄物を展開検査場に降ろし、重機を用いて安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入等を検査し、当該廃棄物の混入が確認された場合は、人力や選別機械等を用いて分別する。
- 二. 上記ハの分別が速やかに終了した場合は、搬入業者等に安定型産業廃棄物以外の廃棄物等を引き渡す。
搬入者が帰ってしまった場合は、別途用意した隣接の建物に当該廃棄物を一時保管し、搬入業者に連絡し、速やかに引き渡す手続きを行う。

- ホ. 安定型産業廃棄物以外の廃棄物等があった場合は、写真撮影を行い、排出業者、収集運搬業者、廃棄物の種類及びおよその量を別紙「展開検査記録票」に記録し、保管する。
- ヘ. 展開検査については、搬入車両ごとに行い、上記ホまでの作業が終わるまでは、次の搬入車両に関して上記のハの作業は行わない。

③ 展開検査の終了時の対応

安定型産業廃棄物以外の廃棄物等等が混入された場合、排出業者に連絡し、マニフェスト伝票の数値等の訂正を行うか、新たに再発行してもらう。

2. 指導、管理

- イ. 産業廃棄物を受け入れる際の対応及び注意事項、安全対策、埋立方法の遵守など業務担当者に対し、定期的（月1回程度）に廃棄物処理施設技術者が指導を行い管理する。
- ロ. 管理責任者として、管理技術者を含む常勤者を配置し、施設管理にあたる。また、管理責任者に対しては、講習会等を通じ安全教育を徹底する。
- ハ. 搬入業者等に対しても口頭及びパンフレット等を作成し、指導を図る。

3. 通行の安全性

- イ. 産業廃棄物の搬入の際、場内の安全性も考慮することが当然であるから、過積載されていないかも計量時点においてチェック確認する。
- ロ. 場外より進入してくる搬入車両の誘導等安全管理を徹底する。

2) 施設操業時の維持管理方法

- イ. 埋立処分の場所（以下「埋立地」という）の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止する囲い、杭などを設ける。
- ロ. 入口の見やすい箇所に、産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札を設ける。又、処分場の看板の表示すべき事項に変更があった場合は速やかに書き換えなどの措置をする。
- ハ. 洗車設備については、公道が砂利道であるが車両のタイヤ等に付着した廃棄物の飛散防止するため洗車場を設ける。

- ニ. 土堰堤による埋立方式であるため、外側法面は芝ふき付による1：2.0の安定こう配とし周囲に5m程度の管理用敷地を設ける。
- ホ. 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないよう即日覆土を行うなどの措置をする。
流出については土堰堤となっており、ないものと考える。
- ヘ. 埋立場所への搬入車両の誘導並びに指示。
- ト. 埋立用として、バックホー、ブルドーザーを常備配置し、能率よく安全に埋立てる。
- チ. 最終処分場の悪臭は、即日覆土を行うことと安定型であることから、ほとんど発生がないと思われるが悪臭が生じた際には、消臭剤を散布する。
- リ. ねずみが生息し、及び蚊、ハエその他害虫が発生しないよう薬剤の散布と駆除を行い、再発防止のため周囲の草刈り、側溝、マンホールの清掃等生息又は発生できない環境整備を常時行うこととする。
- ヌ. 火災の発生を防止するために、搬入時の廃棄物の発熱物等の混入状況も点検とともに、覆土を念入りに行うこととし、消防器も備え万が一別添災害時のフローチャートにより、連絡を密にし対応するものとする。
なお、埋立廃止においては埋立地の内部の温度を測定する。
- ル. 埋立地内のガス発生は、処理する産業廃棄物の種類からしてほとんど発生はないと思われ、埋立中は測定しないが埋立廃止時点において測定する。
ガス発生は気圧に大きく関係することから、測定にあたっては十分注意をする。
- ヲ. 最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる既存上流観測井及び下流観測井から採取し、地下水質検査項目について年に1回測定し、水質が基準に適合しているか確認し記録する。
又、埋立処分開始前にも行う。
- ワ. 地下水に対し埋立処分開始前に電気伝導率を測定記録し又、埋立開始後についても月1回の頻度で測定し、かつ記録する。
- カ. 土堰堤等の安全を保持するため、埋立地内部に雨水等を排出するための集排水管を設置し、施設の構造耐力上の安全性を損なわないようにする。

ヨ. 浸透水は地下水と同様の検査項目について年に1回測定し且つBODの検査を月1回行い、水質が次の要件を満たしているか確認記録する。

(1) 地下水等検査項目 基準に適合

(2) BOD 20 mg/l 以下

又、BODの水質検査の結果、BODが20 mg/lを超えているときは、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずる。

タ. 浸透水についてBODは、埋立処分が終了した埋立地は、3ヶ月に1回以上の頻度で測定する。

レ. 埋立開始当初（1年～2年間程度）に地下水についてダイオキシン類の測定をし記録する。

ゾ. 地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、自然条件等埋立処分場周辺の状況及び埋立た廃棄物の付着物等その原因となる調査を行うとともに、産業廃棄物の受け入れは原因が判明し、受け入れが可能となる状態まで中止する。

又、基準を超過した場合は、網走支庁環境生活課に連絡する。

3) 施設設備・点検の頻度

1 . 施設整備

イ. 土堰堤の法面の草刈り、側溝、マンホールの清掃、搬入路の整備、周囲の草刈り等の環境整備。

ロ. 環境整備により土堰堤等の異常箇所施設の整備。

2 . 施設点検

イ. 毎日施設場内の見まわり点検の実施。

ロ. 埋め立ててある箇所の覆土状態を常に点検し、悪臭、火災等の異常がないかを確認する。

ハ. 定期的に施設全体の点検を行う。（月1回。降雨時等は隨時点検を行う。）

◎ 外周雨水集排水施設

・雨水集排水路、集水樹4ヶ所。

・放流渠等の点検、清掃（筐葉、堆積土砂等の除去）

◎ 埋立地内雨水等集排水施設

- ・暗渠、集水樹1ヶ所（浸透水採取設備）
 - ・集水状況の点検
- ◎ その他の設備
- ・搬入道路、進入防止柵等の定期的な機能点検及び維持補修。
 - ・処分場の総合的な管理運営のための管理棟等の維持管理

4) 施設等の異常事態における管理

1. 堤防のヒビ、歪み、沈下
 - ・毎日施設の点検を行い上記の状況となった場合、原因を調査し盛土・張芝等の補強を行い原状に修復する。
2. 浸透水集排水管から浸透水が出てこない
 - ・日常の点検により、特に大雨がない限り浸透水が出ないと想われるが、施設内部に雨水等が溜まっている、又大雨の時点に於いても浸透水が流れていない状況である場合、原因を調査し、高圧洗浄機等の方法により清掃する。。
3. 衛生害虫が発生した
 - ・日常の点検の及び施設周辺の環境整備など発生を起こさせないための「年間管理」が最も大切ではあるが、万が一異常発生等の状況となった場合、原因を調査し地元保健所とも協議を行いながら薬剤散布等の駆除対策を検討し早急に措置を講ずる。
4. 処分場からの悪臭、異臭が発生している
 - ・日常の受入段階、特に展開検査においては十分検査をし管理をすることが悪臭、異臭が発生した場合覆土等が完全に行われて居るが、更には原因は何かを調査し消臭剤等の散布などの措置を講ずる。
5. 浸透水のBODは基準内であるが前月の2倍になっている
 - ・再度検査を実施し、前回と同様の数値であれば何が原因なのか、例えば当月に受入を行った廃棄物の品目及び受入れ先の関係も調査を行い、特に付着物についても問題がなかったか、更には自然条件においても左右されなかつたかなど水質検査を依頼している業者とも協議を行い、原因究明に当たるとともに対応策を検討し、原因が判明するまで受入れを行わないなどの必要な措置を講ずる。

5) 維持管理に関する記録及び閲覧方法

1. 記録簿の設置

- イ. 施設等の点検及び補修における記録簿を作成し、常に管理棟に備付をする。
- ロ. 産業廃棄物受け入れ時に、品目別に計量伝票に基づいて、排出業者名、排出場所、運搬業者名、重量、単価、金額を記録簿に記載し、月別の総計を出し、年間の産業廃棄物の受入量を明確にする。

2. 記録簿の閲覧

産業廃棄物処分場の管理事務所に閲覧場所を設置し、その旨を掲示し一般に知らしめる。

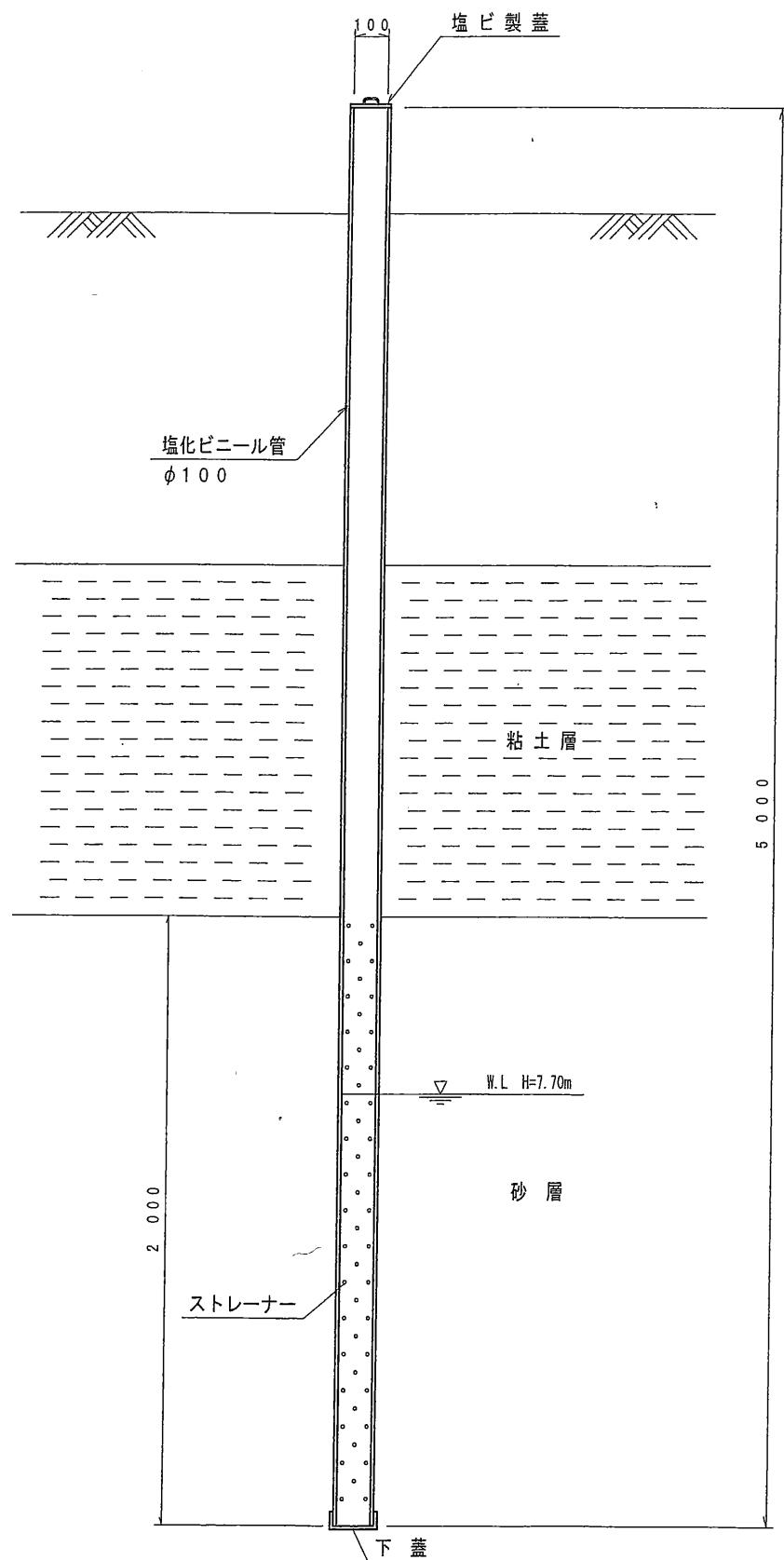
3. 閲覧方法（記録事項、備え置く時期）

・埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量 展開検査の各月毎の実施回数 ～翌月の末日までに備え置く。
・水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所 水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日 水質検査の得られた年月日 水質検査の結果 ～水質検査の結果得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
・えん堤等の点検を行った年月日及びその結果 ～当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
・えん堤等の点検の結果、えん堤等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容 ・最終処分場周縁地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合に、生活環境保全上必要な措置を講じた年月日及び措置の内容 ・浸透水の水質検査の結果、基準に適合していない場合に、生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日及び措置の内容 ～当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
・展開検査の結果、安全型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日 ～当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
・残余の埋立容量（1回／年） ～当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置く。

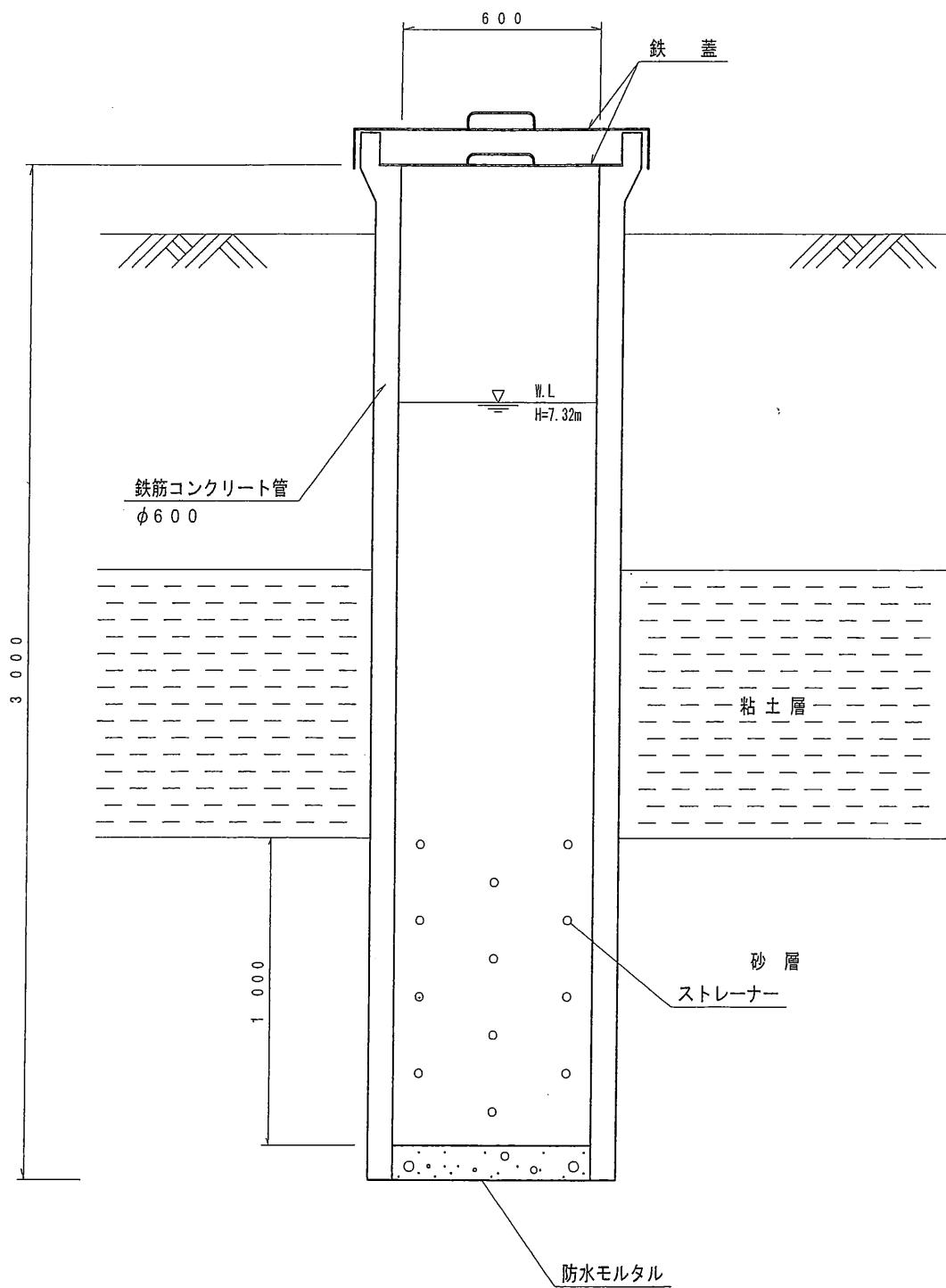
6) 埋立終了の方法

埋立が終了し閉鎖した埋立地は、開口部を閉鎖し覆土（t = 50 cm）と覆いの損壊を防止するための十分な転圧を行い、低木（モンタナマツ）等の植樹を行う。

地 下 水 觀 測 井
(上 流 側)



地 下 水 観 測 井 (既存)
(下 流 側)



別紙

展開検査記録票

マニフェスト番号

記録項目	内 容				
搬入年月日	年 月 日 時 分				
排出者名					
車両番号					
運転者名					
廃棄物の種類	廃 プ ラ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず	がれき類
廃棄物の量	t・m ³				
安定型産業廃棄物 以外の廃棄物					
種類	木くず	紙くず	繊維くず		
数量	kg・l	kg・l	kg・l	kg・l	kg・l
措置方法					
記入者名					

写 真

維持管理記録簿

点検月日

点検者

項目	有	無
1) 埋立地の外に産業廃棄物が飛散又は流出していないか。		
2) 処分場の外に悪臭が発散していないか。		
3) 火災の発生するおそれがないか。		
4) 衛生害虫が発生していないか。		
5) 埋立地の周囲の囲いが破損していないか。		
6) 処分場であることを表示する立札は見やすい状況となっているか。		
7) えん堤に歪み、ヒビ、沈下等の破損がないか。		
8) 側溝、マンホールの清掃等施設の環境整備が行われているか。		
9) 浸透水設備は正常に機能しているか。		

点検結果の補修内容

地下水等検査項目等一覧表

地下水等検査項目及び基準値

項目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふつ素	0.08mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
備 考	
1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2	「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4	埋立開始当初（1～2年間程度）にダイオキシン類の測定を行う。

閉鎖後の管理計画書及び跡地利用計画書

1) 閉鎖後の管理計画方法

1. 管理計画

- イ. 閉鎖した埋立地については、覆土、堰堤等を定期的に点検し、損壊のおそれがある場合は、補修及び復旧を行うこととする。
- ロ. 定期点検の頻度は、覆土、堰堤等の点検状況を勘案して適宜行うこととする。なお、地震、台風等の異常事態の直後には随時点検を行うこととする。
- ハ. 地下水、浸透水の点検は、廃止をするまでの間は埋立時と同様の検査項目及び測定頻度で行う。且つ検査結果が別添生活環境影響調査書P38表III-11の基準値内であることを確認する。
ただし、浸透水のBODは3ヶ月に1回以上の頻度で測定する。
- 二. 埋立地閉鎖後も周辺の環境整備、清掃を行い更には、消毒等も行いねずみ、はえ、その他の害虫が発生しない環境を作る。
- ホ. 最終処分場は安定型であり、閉鎖時には覆土（ $t = 50\text{ cm}$ ）を行い十分な転圧を行うため悪臭は発生しないと思われるが、万一発生した場合においては消臭剤を散布するなどの措置を講ずる。
- ヘ. 火災の発生を防止するためには、搬入時の廃棄物について十分検査をしており、覆土（ $t = 50\text{ cm}$ ）を行い外部から空気等が入らない様に転圧をし、閉鎖時には埋立地の温度又はガスの発生状況を測定し、十分点検を行う。
又、万が一に備え消火器を配置する。
- ト. 埋立地内部の火災発生がないか処分場閉鎖後定期的に点検するとともに、廃止確認申請直前の埋立地内部の温度状態について確認する。
- チ. 温度の測定は、構造基準に規定する浸透水採取設備から熱電対式等の温度計により地表の鉛直方向に1m間隔で測定し、地表の温度の影響を受けないと判断される深さにおいて、周辺土地における同じ深さの地中温度と比較する。この時、埋立地内部と周辺の地中の温度差が 20°C 未満であること。すなわち、異常な高温になっていないことが必要である。
- リ. 埋立地からのガスの発生がほとんど認められないこと。
又、埋立処分後ガスの発生量の増加が2年以上に渡り認められないことが必要である。

- ヌ. 埋立地のガス発生量の測定は、構造基準に規定する浸透水採取設備より防曝型の熱式流量計を用い、ガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど、気圧の高い時を避けて各測定時の気圧ができるだけ等しくするようとする。
又、ガスの発生が認められた場合は3ヵ月に1回以上行うものとする。
- ル. 生活環境保全上の支障が生じていないことの調査。
- ヲ. 上記測定、点検、調査の結果、異常の発生が認められるときは速やかに対策を講じ、関係機関に連絡することとする。

2) 閉鎖後の跡地利用計画

- 1. 跡地利用計画
 - イ. 跡地利用については、覆土後十分に転圧を行い土地の沈下がない様配慮し、周辺環境との調和も考慮し植樹を行う。
 - ロ. 植樹にあたっては、植樹を行う土壤を十分に配慮し、生育が良くなり、早く周辺環境と調和が図れることとする。
 - ハ. 樹種は地域環境からも低木（モンタナマツ）の針葉樹が望ましいと考える。